

おかやま労働安全 衛生センター

2024年12月23日 第30号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

新年あけまして おめでとらございます

会員の皆様におかれましてはお元気で新年を迎えられたことと思います。「おかやま労働安全衛生センター」は結成してから13年が経過しました。昨年は新型コロナも5類に移行され、対面での対応ができるようになりました。そのため活動をさらに広め、アスベスト健康被害者の掘り起こしと相談会、労災請求の手続き支援、さらに国や企業に対して責任と補償を求めての裁判闘争支援、またハラスメントなどのホットラインや相談会などを中心に取り組んできました。

私たちは労働者が安心して働ける職場、安心して生活できる地域をめざして運動をおこなっています。しかし、最近では働き方の多様化とか言って、業務委託労働者とかフリーランスとか労働基準法や労働衛生法などが適用されない労働者をつくり、安上り政策をとってきています。ですから労働事故があっても個人自ら特別加入の労災保険に入らないと何も補償はされません。委託元から具体的に指導や命令などがあれば労働者扱いされるべきです。また職場は過重労働・長時間労働と厳しくなっていますが、最近労働組合の組織率が下がり職場では労働者の横の連帯も消え相談相手もなく、孤立化してきています。私たちはこうした労働者の声を聞きさらに支援をしていきます。

今年もこうした状況のなか、会員の皆さま・関係団体の皆さまの支援を得ながら活動していきますので、一層のご支援とご協力をよろしく願いいたします。

役員一同

全国労働安全衛生センター連絡会議 第35回高知総会

11月3日（日）14時～11月4日（月）12時にかけて、高知市内において全国労働安全センター連絡会議主催、（財）高知県労働安全衛生センター受け入れ団体により、講演学習会と第35回高知総会が開催されました。

11月3日（日）の講演学習会は、高知市ちより街テラス・ちよテラホール（3階）で平野全国安全センター議長の開会あいさつにより開催されました。平野議長は「高知で第35回総会を開催するが、35年間様々な運動を行ってきた。この間、全国19地方に安全センターができ、成果も勝ち取ってきている。クボタショック以降、アスベスト問題を扱ってきている。労働問題、メンタルヘルス、過労死、労災扱いにならないフリーランス問題等々、地域センターには多くの相談が来ていて解決能力も高くなってきている。春闘を見れば明らかなように、労働組合の存在が薄れてきていて、職場での取り組みが弱くなってきていることから、職場に戻れる取り組みが必要になってきているがセンターでは職場に入ることが出来ない。ワクチン問題、PFAS問題、労働者の安全問題等、国やメディアは取り組もうとしないことから私たちの運動が大切な役割を果たしている」と、あいさつされました。



【講演学習会】

『『永遠の化学物質』PFAS：労働者・住民への健康影響』と題して、熊本学園大学教授・全国センター中地副議長がPFAS汚染問題に対する世界的な取り組み、日本全国での汚染問題を中心に、以下の内容で講演されました。

- PFAS（有機フッ素化合物）の一部は、国際的にPOPs条約で規制または検討されている物質である
- ヨーロッパ、アメリカ、日本でPFASによる環境汚染、人体汚染が深刻化している
- PFASの汚染源は、軍事基地や工場等、多岐にわたり、不明の汚染も存在する
- 国際的には、PFASの使用制限、規制は今後も強化されていく
- 労働現場では、化学物質管理の体制が強化され、リスクアセスメントが義務付けられており、PFASについても対応する必要がある

※講演のまとめとして、①PFASによる環境汚染は深刻で、健康への悪影響が懸念される。②PFASはダイオキシン類同様、半減期が長く、人体に蓄積し、水質基準設定後は、飲用していなくても、体内に蓄積しているので、実態把握のためには、血液調査が必要。③PFASによる食品含有調査など汚染状況を把握すべき。④汚染源不明のPFAS汚染については、実態把握、汚染者を特定する調査が必要。⑤PFAS汚染解決のために、特別措置法等による環境汚染の原状回復や健康管理等の対策を講じるべき。⑥日本でもすべてのPFASの使用規制を検討すべきである。

「新型コロナウイルス感染症ワクチン健康被害の労災補償」については、ひょうご労働安全センター西山事務局長、元横須賀市保健所職員・森田社会保険労務士、神奈川労災職業病センター鈴木常務理事より、新型コロナワクチン接種による死亡および健康被害の発生状況についての報告と併せて、被害者メッセージ、ニュースビデオが紹介されました。

○**予防接種健康被害救済制度の認定状況**…予防接種健康被害救済制度とは、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する制度（厚生労働省）。新型コロナワクチン認定数は、認定件数8,267件（否認2,492件）、死亡認定878件（否認423件）、障害138件（否認258件）。



○**労災保険の認定状況と労災認定の考え方**…2021年度は858件、2022年度は144件の業務上決定件数。2023年度から集計していない。遺族、障害等の集計はしていない。医療従事者等と高齢者施設等の従事者のワクチン接種は業務行為であり業務遂行性（公務遂行性）を認める。

○**新型コロナワクチン後遺症患者の会・患者の実態調査**…医療に関する問題「医療機関でも心因性扱い」。予防接種健康被害救済制度の問題「申請に辿り着かない」。働き盛りの方々の状況「働けない。経済的困窮」。学生・子供の状況「教育を受ける権利」。

【第35回総会】

第35回の総会は、高知市文化プラザかるぼード・大講義室で開催されました。報告は、「高知における労災職業病運動と医療の連携」と題して、防治会きんろう病院近藤院長より、①幡西地域保健医療センターと白ろう連。1970年、五島医師をセンター長として高知県西部を中心に無医地区巡回診療・地域検診がスタートした。これが当時の労災医療の出発点であった。②上町クリニックと高知県職業公害病研究所。1976年高知県職病センターと岡山大学の協力で研究所が発足した。③四国勤労病院と労住医連・国会議員。1979年高知県総評・同盟の協力で、高知市内に四国勤労病院が設立され、五島医師が院長となった。国レベルの課題を取組む中、五島医師は衆議院議員として活動した。等について報告がされました。

次に、「ホットラインの結果とハラスメント対策」と題して、ひょうご労働安全衛生センター西山事務局長より、①相談者の傾向で性別では、男性が72件、女性が72件で、年代別では29歳以下が6人、30代が10人、40代が16人、50代が37人、60歳以上が29人であった。②ハラスメントの行為者については、上司39人、職場のトップ22人（社長9人・店長4人・園長3人・院長3人・施設長2人・学校長1人）であった。③相談の特徴では、「メンタル労災」をテーマに掲げているが、労災申請を行っている、行いたいという方からの相談が多かったのが特徴である。過労自死案件の相談もあった。また、過去の出来事に悩んでいる方からの相談も多くあった。と報告されました。最後に、「原発被ばく労働をめぐる状



況」と題して、東京労働安全衛生センター飯田事務局長より、①東電福島第一原発をめぐる被ばく労働の現状と課題、②第25回被ばく労働問題に関する省庁・東電交渉の取り組み、③原発被ばく労災障害賠償裁判を支える会（あらかぶさんを支える会）、④被ばく労働ネットワーク、原発関連労働者ユニオン（被ばく労働者ユニオン）、の状況について報告がされました。

その他の報告として「フリーランスの問題」で、関西労働安全衛生センターの西野事務局長が、「フリーランス法が11月より施行されるので動向を注視していなければならない。また、労災の特別加入問題で連合が取り組んでいるが、多くの問題を含んでいる。フリーランス協会等との連携も考えていかななくてはならないのではないか」と、問題意識を含めて報告された。「PFASの問題」では、おかやま労働安全衛生センターの後藤運営委員が、現地の状況について「住民に対する血液検査は実施されるようになったが、結果を受けての取り扱いについては何も決められていない。国や環境省は、『知見が無い』を繰り返すだけで、汚染地域の調査すら行っていない。調査しないからデータがないデータがないから知見がない。PFASに関連した疾病者や死亡者が出ない限り動こうとしない姿勢は、これまでの公害被害の歴史に何の反省もしていない証である。国や企業が責任を取らなければ、被害住民だけが取り残される事態になる」と報告した。



【活動報告と方針案】

1. 事業主不服申立

保険料認定処分の不服申し立て等において、労災支給処分の支給要件非該当性を主張する事例が増え、いずれ労災支給処分の支給要件非該当性が認められる事例が出てくるのが危惧される。

2. 労働基準法等の適用対象等

労働基準法上の「労働者」について、①労働者性の判断基準と予見可能性、②労働基準法以外の法令の対象範囲、③アルゴリズムによる使用者の指揮等新しい労働者概念、④家事使用人、が論点としてあげられている。また、使用者側からの「規制の適用除外の拡大」や「規制の緩和」を求める論点も示されている。

3. ハラスメントの禁止と防止措置

カスハラ対策の措置を既存の4種類のハラスメント対策に関する措置と異なるものにする必要はない。同時に、既存の4種類のハラスメント対策に関する措置も含めて、ILO暴力、ハラスメント条約にも準拠した「防止措置」を義務付けることが、「禁止規定」の導入とともに重要である。

4. ストレスチェックの集団分析

全国安全センターは、集団の労働者の心理的な負担を軽減するための措置が努力義務にとどめられていることから、現行のストレスチェック制度の導入に反対している。

5. 職業病と心理社会的リスク

「職業病リスト」は、①長期にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務、②人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務、を規定している。

6. リスク管理の原則の普遍化

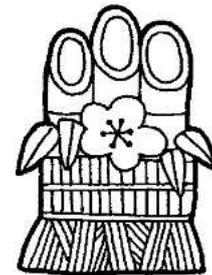
リスクアセスメントを中心とした労働安全衛生マネジメントは、化学物質管理だけでなく、生物学的リスク要因や心理社会的リスク要因も含め、すべての労働安全衛生リスク管理の基本である。



※講演学習会と総会全体を通して、PFASの問題では日本における基準整備が求められていることから講演の内容を基に、被害住民の人たちが取り残されないために、全国のセンターとともに取り組んでいきたい。また、フリーランスの問題では、岡山でも問題意識を持っている問題であり、動向を注視するとともに、労働局交渉等において取り組みを強めていきたい。方針で提起された問題についても、問題意識を持ちながら全国の仲間と連携を取っていきたい。

【主な経過】

- 11月22日 相談者宅訪問（津山）
- 12月 6日 相談者宅訪問（津山）
- 12月 6日 相談者の関係で労基署へ相談（津山）
- 12月11日 第7回運営委員会・忘年会
- 12月12日～13日 アスベストホットライン
- 12月16日 労働局交渉
- 12月18日 ホットライン総括会議
- 12月20日 建材メーカー裁判



建材メーカー（5社）第12回公判は、原告が提出した準備書面を確認。ノザワ・A&Aマテリアル、業務が解体業のため原告の主張に対し責任を負わない。仮に原告の主張通り判決が出されたとしても、賠償額は減額されるべき旨を主張した。原告は次回公判までに、被告側の主張に対し反論文書を提出。

次回公判は、3月11日11:00～

【現在取り組んでいる相談事例】

○ 2024年6月電話での相談

被災者 Kさん（91歳） 相談者 連れ合い 岡山市在住
昭和52年4月10日～平成15年10月31日まで上久保木工（株）
会社住所 岡山市倉田
石綿ボードの切断作業を行ない石綿の粉を吸った
アスベスト健康管理手帳を平成17年10月26日交付
両側胸膜プラーク有、間質性肺炎

発病から5年、済生会病院で死亡、死因突発性間質性肺炎
2024年6月23日自宅訪問、7月12日済生会を訪問担当医に面談
9月に労災遺族補償の申請

○2024年10月18日岡山アスベスト弁護団より紹介

被災者 Mさん（71歳） 香川県在住
2024年8月16日中皮腫で死亡
2023年病気で労災病院、三豊病院
1974年～2023年 一人親方 大工・解体・増改築作業に従事
連絡者 息子 岡山市在住
観音寺労基署の調べで労災特別加入なし
環境保全機構で健康被害医療手帳（ピンク）

○2024年11月6日岡山アスベスト弁護団より紹介

被災者 Kさん（83歳） 相談者 娘さん 岡山市在住
令和6年9月10日 胸膜中皮腫で死亡（榊原病院）
令和3年7月榊原病院から済生会病院に移り治療
藤原工業（株）岡山市乙多見 昭和43年6月17日～昭和54年6月2日
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日 吹き付け作業
昭和50年10月1日～平成16年9月30日 屋内作業
（大工・左官・溶接・ブロック・配管設備・解体工・清掃）
解体ではクラボウ（中井町）を昭和51年11月実施
2024年9月中皮腫で死亡

○2024年11月7日岡山アスベスト弁護団より紹介

11月7日電話で聞く
被災者氏名 Hさん（80歳） 津山市在住
2024年8月 胸膜中皮腫で労災病院、治療は津山中央病院
医療費は労災病院で手続きされ返納
広戸工業（自営） 配管工（スプリンクラー設置など）
錦工業（株）から請負い（昭和57年～平成11年8月）
現在廃業し社長の弟が別会社（とし防）となっている

〈要請〉

年金事務所で被保険者の年金記録の照会と同僚の連絡先の記録等が出来次第連絡をしてもらう

【労働局交渉】

【労働局】 雇用環境・均等室、労働基準部労災補償課、労働基準部健康安全課、職業安定部職業対策課

【申し入れ内容及び回答】

1. 2018年から2023年労働災害・職業病の発生状況を、原因別・疾病別に貴督署内のデータに基づいて明らかにして下さい。同時に、労災申請件数・労災認定数に

についても明らかにして下さい。

【回答】年間2100～2500件で推移している。発生状況は転倒が一番多く、次いで腰痛、転落となっている。新型コロナの時は多かったが、その他は70～80件で熱中症が多い。

2. 長時間労働による労災申請件数及び認定件数を明らかにして下さい。また、ハラスメントによる労災申請件数と認定件数を職種別に明らかにして下さい。

【回答】22年、申請6件で認定2件。23年、申請15件で認定4件。80時間以上は、1件と2件である。精神疾患22年、申請32件で認定13件。23年、申請56件で認定22件。パワハラは22年が1件、23年が2件。セクハラは23年が3件。

3. 労働基準監督署がおこなったハラスメント対策に関する指導内容を、具体的に明らかにして下さい。

【回答】雇用均等法やハラスメント防止措置義務に基づいて、ノーハラスメントを周知している。カスタマーハラスメントについても、周知徹底を目指していく。

4. 2018年から2023年の石綿労災申請件数及び認定件数、不認定件数について、職種別にデータに基づいて明らかにして下さい。

【回答】31件～47件が申請され、32件～43件が認定されている。

5. 「フリーランス・特定事業者に係わる取引の適正化等に関する法律」が11月1日から施行されます。

業務委託された労働者の労働者性の判断は、労働基準監督署が実施されますか。実施されるのであれば、どのような手続きでおこなわれますか。具体的な内容を明らかにして下さい。

また、フリーランスの人たちも労災に特別加入出来るようになりました。これにより個人事業主が増えていくことが想定されます。労働局としての考え方を明らかにして下さい。

【回答】労基署への相談は、労働者に当たるのかどうかという相談が多い。申告として対応している。労働者性の判断、違反があるかどうか、働き方チェックリストを活用し、事実関係を調査している。フリーランス窓口を設置し、相談に対応し、労働局との連携を図っている。

労災に特別加入ができるようになったが、窓口は全国に1カ所しかない。

地域おこし協力隊がフリーランスに当たるのかどうかは、自治体の契約内容によって異なる。

【アスベストホットライン】

全国一斉アスベスト被害ホットライン＜2024＞ 12 / 12～13

しない・させない、泣き寝入り・被害隠し

中皮腫の年間死亡者は1554人

補償・救済率は中皮腫で69%、石綿肺がんでは30%で進まず

未だに治療、看護に関する患者・家族の不安、悩みが絶えません

今回のホットライン開催の意義

(1) 石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表時期に合わせた全国一斉ホットライン（無料）

(2) 「患者・家族」の団体による電話相談

(3) 企業別訴訟や国賠訴訟、建設訴訟での成果

(4) あきらめないで相談を！埋もれる被害の掘り起こしを！

☆「過去すべての認定事業場の公表情報が検索できる」ようになっています。

<代表的な石綿関連疾患>

・中皮腫

中皮腫は、アスベストが唯一の原因として発症する悪性腫瘍で、予後が厳しい疾病で、胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に出現する。

・肺がん

アスベストが原因の肺がんは、中皮腫の2倍にあたる被害者がいるとされている。近年の国際的な動向では、4～6倍ほどになるという調査結果も出されている。

・石綿肺（アスベスト肺）

粉じんが長期間ばく露すると、肺に線維性の病変が起こり、呼吸困難などの症状が起こる。これを「じん肺」と言いが、アスベストの粉じんを原因とするものについて、「石綿肺」と言う。

・良性石綿胸水（石綿胸膜炎）、びまん性胸膜肥厚

良性石綿胸水は、アスベストのばく露により胸膜炎が起こり、胸腔に水がたまった状態を言う。場合によっては、胸水によって呼吸機能が低下する。

びまん性胸膜肥厚は、肺側と胸壁側の胸膜が癒着して厚くなっている状態を指し、癒着が広範囲で起こるため、呼吸困難を引き起こす。

【アスベスト労災認定事業所】（岡山の一覧）

厚生労働省は12月11日、アスベスト（石綿）が原因の疾患で2023年度に労災認定された人や、特別遺族給付金の対象となった人が働いていた全国1233事業所の名称や所在地、従事した作業内容をホームページで公表した。

◇建設業以外の事業所

【岡山市】クラレ岡山事業所、西日本精機製作所、鴨川工業岡山工場（鴨川工業）、晃和電機協業組合【玉野市】三井造船玉野事業所（現三井E&S玉野事業場）、三井造船玉野事業所（三井E&S造船）、赤松製作所、備南工業【倉敷市】ヤマサキ水島営業所、川崎製鉄水島製鉄所（現JFEスチール西日本製鉄所）【総社市】福江産業

◇建設業の事業所

【岡山市】ススキ建装、井上通信建設、栄愛建設、萩野電業、吉原塗装店、大本組、中央設備、鹿島建設広島支店岡山営業所（現鹿島建設中国支店岡山営業所）、長瀬左官工業、備前電業、みなみ工業、角田工業、妹尾システム設備【倉敷市】堀通信工業、中原築炉工業（現ナカハラ）、富田工業、野村板金【総社市】佐野建設【高梁市】中電工高梁営業所

【当面する取り組み】

- 1月 8日 第8回運営委員会
- 1月12日 阪神・淡路大震災30年シンポジウム
- 1月16日 岡山アスベスト弁護団会議
- 1月22日 第2回ホットライン総括会議
- 3月11日 建材メーカー第13回公判